

# 公益社団法人八千代市シルバー人材センター会員就業規程

平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人八千代市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(共働・共助)

第 2 条 センターは、定款に定める目的を達成するため、会員の自発的な働く意欲と希望に応じて、その能力を活用できるよう就業の機会を提供し、会員は相互に協力して、共働・共助の実をあげるものとする。

(会員の平等性)

第 3 条 会員は、就業に当たって社会的地位、門地、性別、信条、宗教などの理由で、差別的な取扱いを受けない。

(仕事の受注)

第 4 条 センターにおける仕事の受注及び受注に係る交渉等は、すべてセンターが行い、会員は当事者とならない。

(仕事の提供)

第 5 条 センターは、受注した仕事を提供するに当たっては、就業希望会員に対し、あらかじめ仕事の内容、作業の完了予定日及び配分金額等を明示し、会員との合意を得るものとする。

2 前項の場合においてセンターは、会員の健康と能力に応じて仕事を提供するよう努めるとともに、就業会員の安全衛生及び災害防止に配慮するものとする。

(会員の就業上の義務)

第 6 条 会員は、就業に当たり、次の事項を守るものとする。

- (1) センターから提供を受けた仕事は、誠実に履行し完成すること。
- (2) 共同作業に当たっては、班長若しくはリーダーと共に相互に助け合い、会員は相互に助け合い、協力して仕事を完成すること。

【平成 30 年 3 月 22 日改正】

- (3) 就業に当たっては、常に災害発生の防止に努めるとともに、事故が発生した場合には、本人又は共同作業のリーダーは直ちにセンターへ連絡し、速やかに応急の措置をとること。

【平成 30 年 3 月 22 日改正】

- (4) センターから提供された仕事に従事できない事情が発生した場合には、直ちにセンターへ届け出ること。
- (5) 就業上知り得た情報及び発注者の不利益になるような事項は、絶

対に他に漏らさないこと。 【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

(健康管理の義務)

第 6 条の 2 会員は、日ごろから自らの健康保持、増進及び傷病予防に努め、定期的に健康診断を受けるとともに、健康に支障を感じた場合には進んで医師の診療を受ける等の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 会員は疾病等により就業を離れ、再び同一及びその他の就業を希望する場合は、担当医師の診断書及び家族の承諾書をセンターに提出し、会長の承認を得なければならない。なお、疾病等とはがん・心疾患・脳血管疾患を指すこととする。

3 センターは、会員の健康保持等に必要な措置を講じるよう努めなければならない

【平成 24 年 11 月 29 日・第 6 条の次に第 6 条の 2 を加える】

【令和 3 年 3 月 1 日・一部改正】

【令和 5 年 10 月 26 日・一部改正】

2 会員は疾病等により一定期間就業を離れ、再び就業を希望する場合は、担当医師の診断書及び家族の承諾書をセンターに提出し、会長の承認を得なければならない。 【平成 25 年 8 月 29 日・第 2 項を加える】

(就業報告)

第 7 条 就業した会員は、所定の就業報告書の用紙に記録し、定められた期日までにセンターに提出するものとする。ただし、センターが就業報告書の提出を必要ないものと認めた仕事については、この限りでない。

【平成 24 年 10 月 25 日・一部改正】

(傷害保険)

第 8 条 会員が、センターから提供された仕事に従事している間等の事故により、死亡又は傷害を被ったときは、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

(損害保険)

第 9 条 会員が、センターから提供された仕事に従事中、他人の身体又は財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会員の故意又は重大な過失等による損害で前項の保険で担保できない賠償は、当該会員の負担とする。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

【平成 25 年 8 月 29 日・一部改正】

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか必要なものは、会長が理事会の議

決を経て別に定める。

【平成 24 年 10 月 25 日・第 9 条の次に第 10 条を加える】

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 28 日改正）

この規程は平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 25 日改正）

この規程は平成 24 年 10 月 25 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 29 日改正）

この規程は平成 24 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 29 日改正）

この規程は平成 25 年 8 月 29 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日改正）

この規程は平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。